

仕向外国送金取扱店舗見直しのお知らせ

このたび当行では、仕向外国送金（個人のお客さま）の取扱店舗を下記のとおり見直しさせていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、変更日以降につきましては最寄りの取扱店舗をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、個人事業主・法人のお客さまによる仕向外国送金につきましては、取扱店舗の変更はございません。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更日

2021年10月1日（金）

2. 変更後の取扱店舗

- | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> 本店営業部 | <input type="radio"/> 大垣支店 | <input type="radio"/> 関支店 | <input type="radio"/> 多治見支店 |
| <input type="radio"/> 高山支店 | <input type="radio"/> 一宮支店 | <input type="radio"/> 名古屋営業部 | <input type="radio"/> 刈谷支店 |

【窓口での仕向外国送金（個人のお客さま）の受付を終了する店舗】

忠節支店、長良支店、柳ヶ瀬支店、真砂町支店、県庁支店、各務原支店、高富支店、穂積支店、羽島支店、赤坂支店、美濃加茂支店、可児支店、中津川支店、名古屋駅前支店、大阪支店、東京支店

※被仕向送金（海外からのご送金）につきましては、取扱店舗の変更はございません。

※外国送金（仕向・被仕向）のお取引にあたっては、法令等に基づく確認のため、お取引の背景や原資、送金の相手方とご関係、その他の詳細等をお伺いするほか、お取引に関する書類のご提示をお願いする場合がございます（ご用意いただいた書類の写しをいただく場合もございます）。当行からの依頼にご協力いただけない場合や、また書類をご用意いただいた場合においても確認させていただいた内容によっては、お取引をお断りすることがございます旨、あらかじめご了承ください。

以上